

医師偏在の解消に関する国と地方との連携について

【担当省庁】厚生労働省

医師偏在の解消を進めるに当たって、以下の措置を講じていただきたい。

○ 専門医制度について

- ・ 医師多数県であっても二次医療圏の半数以上が医師少数区域となる都道府県に対しては、シーリングを適用しないこと
- ・ シーリングの適用が継続される場合には算定に当たり、病院勤務医等に比べ臨床に費やす時間が制限される大学の教員及び大学院生の割合を考慮するほか、各診療科の通常プログラム数において、大幅な減少を防ぐため、直近の過去3年間の平均採用数を考慮
- ・ 連携プログラムでは自都道府県内の医師少数区域にある施設を連携先に追加するとともに、専攻医の採用が少なく医師少数区域への派遣が困難になりつつある小児科へのシーリングを緩和し、医師の年齢構成等を考慮した制度設計
- ・ 令和9年度の通常プログラムへの加算については、府のシーリング対象外の都道府県に対する指導医の派遣実績を適切に評価すること
- ・ 厚生労働省が実施する「医師・歯科医師・薬剤師統計」等の調査結果については、シーリングの影響など多様な分析のため、他都道府県別の詳細なデータを公表すること

○ 臨床研修制度について

- ・ 広域連携型プログラムについて、その実施による影響を定期的に検証し、廃止を含め適切に見直すとともに、派遣元病院における派遣先病院の選定や研修医の移動・滞在に伴う経費を国が十分支援すること
- ・ 令和10年度以降の同プログラムにおいても、連携先区域に府内医師少数区域を可能とするとともに、激変緩和措置により加算された定員数の1/2を対象に算入しない経過措置の継続
- ・ 同プログラムの選択は研修医の自由意思に委ねられており、仮に同プログラムの希望者が少なかったとしても、令和9年度以降においてもそれを理由とする次年度募集定員の減員は行わないこと
- ・ さらには、臨床研修募集定員を1から2に増加するための加算を令和6年度までどおり募集定員の外枠にするか、少なくとも1名定員での募集を可能に

京都府 の担当課	健康福祉部 医療課(075-414-4716)
-------------	-------------------------

【現状・課題等】

- 平成 22 年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定。
- また、厚生労働省及び日本専門医機構により、京都府は医師多数県にあたるとして、令和2年度以降、東京都に次ぐ9以上の診療科で専門医の定員上限（シーリング）が設定され、他都道府県と比較して、若手医師の増加が少ない状況。

※府における 35 歳未満の医師数の状況（H22→R6）：92.4%（各都道府県平均 120.4%）
特に小児科においては、これまでのシーリングにより人口 10 万人あたり専攻医採用数は全国を下回っており、今後、若手医師を中心に全国よりも速いペースで医師数の減少が予想される

- そのような中、日本専門医機構において、医師多数県に対して、人口比等に基づいた採用上限数が設定される検討が進められ、府では採用上限数が設定された診療科において 10%程度（23 名）減少。

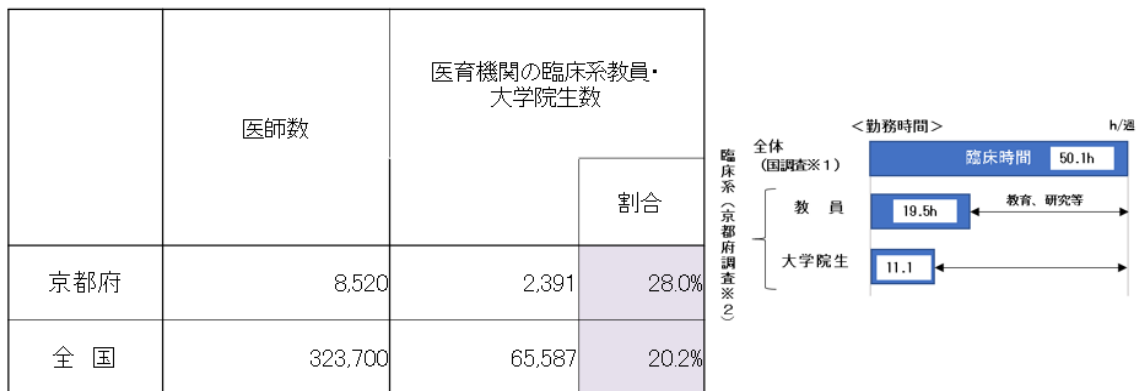
（参考）令和8年度において定員数が大きく減少した診療科の状況

	通常プログラム	連携プログラム	合計
泌尿器科	19 人→9 人	0 人→4 人	19 人→13 人
放射線科	14 人→8 人	0 人→6 人	14 人で変わらず
眼科	14 人→8 人	5 人→9 人	19 人→17 人

- 府内にも医師少数区域が多数存在する中、府内の医師偏在の是正を進めるために、基幹病院を中心に多数の医師を派遣している状況であり、採用数の抑制に伴い、従来のような医師少数区域への派遣が困難となり、府の医療提供体制を根本から揺るがしかねない。
- また、大学等の医育機関における教員、大学院生等は、教育、研修に時間を費やし、病院勤務医等に比べ、臨床に従事する時間は相当制限されるにもかかわらず、医師偏在指標では一律に評価されており、大学等の関係者が多い府では実態に見合う算定になっていない。

京都府は、大学等で就業する医師の割合が高い
大学で勤務する医師は、臨床に従事する時間が、一般病院の勤務医に比べ4割程度

○医師総数に占める医育機関での臨床系教員・大学院生等割合



※1 「医師の勤務実態把握に関する研究」 (R4) (国資料より)

※2 「医師の勤務実態等に関する調査」 (京都府調査 R5.8)

地域における医療・介護・福祉施策の充実について

【担当省庁】厚生労働省

地域包括ケアの推進をはじめ、地域における医療、介護、福祉施策の充実を図るため、以下の支援を講じていただきたい。

〔医療・介護・福祉職の人材確保、育成〕

少子高齢化が続く中、担い手不足などの地域資源の制約が厳しくなることは不可避であり、医療・介護・福祉サービスなどに格差が生じることなく、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、他業種との賃金格差の解消に向け、国の責任において処遇改善の一層の充実を図るとともに、自治体が実施する処遇改善加算の取得促進や生産性向上、デジタル化、DXの推進、医師偏在対策、地域の居場所の運営や見守り活動を担うボランティア、アクティブシニアの養成など、人材の確保や育成に必要な支援事業の着実な予算化及び本府への支援

〔医療・介護・福祉サービスの維持〕

- 国が定める公定価格により経営を行う医療機関や介護事業所、社会福祉施設については、長期化する物価高騰の影響により厳しい経営を強いられているが、安心・安全で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持ができるよう、本年6月の報酬改定の影響を検証・評価し、適切な報酬の設定や、保険料と国・地方の負担のあり方など、国の責任において重点的な改善の実施
- 令和6年度に基本報酬が引き下げとなった訪問介護事業については社会経済情勢を反映した介護報酬とするとともに、介護サービス事業所への経営支援や人材確保・定着、サービス継続に向けた支援については、自治体の負担なく全額国費での実施
- 医療・介護などのサービス提供は、地域の実状に応じた効率的・効果的な体制の構築に向けた取組を進めていく必要があり、とりわけ中山間地域では、少子高齢化が進み、担い手の確保が困難であるため、人員配置基準の弾力化や、施設間の連携強化のための支援など、安定的に医療・介護サービスの提供体制を確保するための制度構築

〔医療と福祉を支える総合リハビリテーション支援拠点の整備〕

京都府では、高齢者や障害者等が地域で安心して生活できるよう、急性期から回復期、生活期まで切れ目のない支援を行う、総合的なリハビリテーション支援拠点の整備を検討しており、先進的なリハビリ等の普及促進、専門職の育成等の取組に対する財政支援

京 都 府 の 担 当 課	健康福祉部 健康福祉総務課(075-414-4548) 医療課(075-414-4975) 高齢者支援課(075-414-4571) 障害者支援課(075-414-4611) 医療保険政策課(075-414-4576)
------------------	---

【現状・課題等】

- 医療関係職種（医師除く看護師等）の平均給与額は上昇しているが、全産業平均に届いていない。
- 国は、介護・福祉職員の賃金改善のため、介護・福祉職員処遇改善加算など報酬上の措置のほか、介護・福祉職員の収入の引き上げや勤務環境改善のための補助金等を実施しているが、他業種との賃金格差は解消されず、人材確保・育成に影響が生じている。
- 全産業と医療関係職種及び介護・福祉職員の給与差（月あたり）

（単位：千円）

	令和7年	令和6年	前年度増減
全体	370.5	359.6	10.9
医療関係職種(全体との差)	332.7(▲37.8)	331.2(▲28.4)	1.5(9.4)
介護・福祉職員(全体との差)	277.7(▲92.8)	271.0(▲88.6)	6.7(4.2)

※介護・福祉職員は他業種と比較し、年間の給与差が80万円を超えている。

※出典：令和6年度、令和7年度「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

■京都府内の介護・福祉職員の求人倍率（常用）

介護関連	全産業平均
3.63倍	1.26倍

※求人・求職バランスシート 令和7年3月分
（京都労働局）

【国の事業等】

■令和8年度予算案〔厚生労働省〕

- ▶ 地域医療介護総合確保基金（医療分） 647億円（令和7年度予算613億円）
- ▶ 介護職員処遇改善加算等の取得促進事業 3億円（令和7年度予算2.2億円）

■2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和7年10月）

有識者による検討会が、以下の中山間地域でのサービス確保への取組等を提案。

- ・事業所の人員配置基準の弾力化、事業所間の協働化や連携の促進
- ・事業所が機能を維持、存続できるインセンティブの付与
- ・事業所がさまざまなサービスを効果的に提供できるよう多機能化 等

がん患者のアピアランスケアに係る支援について

【担当省庁】厚生労働省

がんの治療成績向上によりがん治療を終えた後も長い人生を送ることが可能となり、また、外来でのがん治療の普及によりがんを治療しながら就労などの社会参加をする人が増えている。しかし、手術や化学療法、放射線による脱毛、手術痕など外形的変化が、患者の精神的負担や社会参加への不安につながる場合があり、こうした問題に包括的に支援を行うアピアランスケアへの重要性が年々高まっているところである。

国は、第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月）に、新たな項目としてアピアランスケアを取り上げたものの、医療用ウィッグや補整具などの購入費に対する負担軽減策は、地方が単独事業として取り組むにとどまっている。

については、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、医療用ウィッグや補整具などのアピアランスケアを必要とする方への購入費助成について、国において制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月）において、国はアピアランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者の研修や相談支援、情報提供を検討することとしている。
- 京都府においては、ウィッグ等の購入支援を実施するとともにがん相談支援センターを中心に相談支援、情報提供を実施しており、京都府がん医療戦略推進会議（都道府県協議会）の相談支援部会において、相談支援マニュアルを作成し、その充実を進めているが、助成制度の充実を求める声は高まっており、全国で同様の支援が受けられる制度創設を求める。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 健康対策課(075-414-4739)
---------------	---------------------------

【国の事業等】

■アピアランスケアにかかる体制整備支援事業〔厚生労働省〕 0.27億円

都道府県がん診療連携拠点病院において、医療機関内でのアピアランスケアを実施するための検討体制を整備し、地域がん診療連携拠点病院等へのアピアランスケアの実施に関する研修を行うための経費を補助

【京都府の取組】

■がん患者アピアランスケア支援事業 400千円

■がん相談支援センターにおいて相談支援を実施（相談支援マニュアル作成）

誰もが安心して受診できる医療について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

医療保険制度を持続可能なものとし、また子どもや重度障害者等の医療費負担を軽減するため、以下の措置を講じていただきたい。

〔持続可能な医療保険制度の実現〕

- 国民皆保険を支える国民健康保険制度について、安定的で持続可能な医療保険制度及び所得に応じた保険料負担が実現できるよう新たな財政措置を講じるとともに、国の定率負担を平成 23 年度以前の 34%以上とするなど、国保財政の大幅な基盤強化を図ること。
- 高額療養費制度や OTC 類似薬の保険給付のあり方の見直しについては、制度見直し後も患者等への経済的な影響を把握し、低所得層や特定の疾患を有する者などに対し必要に応じ軽減策等を講じること。また、増え続ける医療費を社会保障制度としてどう支えるのか等、国民の理解が得られるよう丁寧に検討を進めること。

〔子どもや重度障害者に対する福祉医療費助成制度の創設〕

- 子どもや障害者、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度について、国の責任と財源により早期に制度化を図ること。
- 障害者等に対し医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整は、これまでの見直しの状況を踏まえ、引き続き廃止に向けた対応を行うこと。
- 子どもに係る国民健康保険料の均等割額の軽減措置について、令和 9 年 4 月から対象範囲が高校生までに拡大される方針が示されたが、軽減割合は 5 割に留まるため、子育て支援の観点から、軽減割合のさらなる引上げを図ること。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4591) 障害者支援課(075-414-4596) 医療保険政策課(075-414-4576)
---------------	---

【現状・課題等】

- 国民健康保険制度について、都道府県単位化による財政運営の安定化などが進められたが、近年、低所得者や高齢者の加入率上昇など、構造的な問題が顕著。
- 市町村国保の加入者の平均所得は、他の被用者保険の加入者と比べ最大150万円ほど低く、保険料の上昇による加入世帯の生活への影響は小さくない。
- 団塊世代の後期高齢者への移行による後期高齢者医療制度支援金の増加、前期高齢者交付金の減少、被保険者の高齢化等による医療費の増嵩などにより、財政は年々厳しくなっており、保険料算定の基礎となる納付金に影響している。
- 喫緊の課題である少子化・人口減少を克服するため、厳しい地方財政の下、全都道府県が、国に代わって子どもの医療費助成に取り組まざるを得ず、既に全市町村で単独事業として実施している。
- 重度障害者の医療費助成が全国的に実施されているが、対象や受給者負担等に地域間格差が生じているとともに、こうした取組に対し、国民健康保険療養給付費負担金の減額調整措置があり、障害者等の支援への取組を阻害している。
- 重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等の医療費助成に対する減額調整措置が依然残り、社会的弱者に対する自治体の意欲的・自発的な取組を阻害している。
- 国民健康保険料は、所得割+均等割(被保険者数×定額)+平等割(世帯当たり定額)で算出され、人数を乗じる均等割は、多子世帯ほど負担が大きい。

【国の事業等】

- 国民健康保険療養給付費等負担金（定率負担金）〔厚生労働省〕2兆800億円

○医療給付費に占める国定率負担金の割合

平成16年度まで	平成17年度	平成18～23年度	平成24年度以降
40%	36%	34%	32%

- 府内市町村における地方単独の医療費助成制度に対する国民健康保険の国庫支出金減額調整措置の影響額（令和5年度）

障害児（者）の助成：5.5億円、ひとり親家庭の助成：1.2億円 他

【京都府の取組】

- 国保特別会計への繰出金 142.2億円、市町村国保特別会計への繰出金 88.4億円

- 京都府の子どもの医療費助成 3,856百万円

入院：中学校卒業まで、自己負担額 1医療機関200円/月

通院：小学校卒業までは、自己負担額 1医療機関200円/月

中学生は、自己負担額1,500円/月

地域生活支援事業費等補助金の財源措置について

【担当省庁】厚生労働省

障害者の日常生活に不可欠なコミュニケーション支援や移動支援、日中一時支援等については市町村が、サービス提供者等のための養成研修事業等、社会福祉法人等が行う事業に対する補助事業は、府が実施主体となり地域生活支援事業を実施しているが、本来国が負担すべき補助金が十分に交付されていないため、府及び市町村に超過負担が生じており、事業実施が困難な状況にあることから、自立支援給付と同様に、国の負担（1／2）を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 障害者支援課(075-414-4611)
---------------	----------------------------

【現状・課題等】

■国の補助額については、補助金交付要綱で補助対象基準額の50/100以内とされているが、現状は当該基準額が実績額より少ない額で算定されている。

○国庫補助所要額に対する実際の充足率

⑤27.1%、⑥26.2%、⑦26.6%

■障害のある方の日常生活に不可欠な事業の財源が十分に交付されておらず、事業費の多くを負担する状況が続いており、財政状況だけでなく、地域における障害者施策に大きな影響を与えている。

【国の事業等】

■地域生活支援事業費補助金〔厚生労働省〕 505億円

【京都府の取組】

■障害者自立支援費（地域生活支援事業費（市町村地域生活支援事業））542百万円

都道府県の感染症対応力強化への支援について

【担当省庁】 厚生労働省

京都府においては、新型コロナウイルス対応を踏まえて感染症対策を強化するため、平時から感染症に係る情報収集・分析や施設等の感染症対策支援等を行う「京都版CDC（仮称）」を令和8年10月に創設することとしている。

京都版CDCでは、府内の感染症の実態を把握・分析・発信するとともに、自治体職員の資質向上につながる研修の開催や社会福祉施設、病院等の実践的な感染対策を専門家が支援する等の機能を想定しており、国立健康危機管理研究機構や大学等と連携し、地方衛生研究所も含めた対応力の強化を検討しているところである。

ついては、今後、都道府県が国立健康危機管理研究機構や大学等と連携して行う新興感染症対策の取組に資するよう、地方衛生研究所等の情報収集・分析力の強化、自治体職員等向けの研修、ホームページ等による情報発信、さらには地域の関係機関と連携した施設の感染対策の向上に要する費用に対し財政的支援の充実をお願いしたい。

また、将来的なパンデミックに備え、新たな感染症に十分に対応できる検査体制を構築するため、地方衛生研究所の検査機器等の維持管理や急性呼吸器感染症（ARI）病原体サーベイランスの実施に要する費用について、都道府県に新たな負担が生じないよう支援いただきたい。

【現状・課題等】

- 新たな感染症の発生に備えるため、京都府では令和8年10月に「京都版CDC（仮称）」を創設することとしている（⑦当初予算：検討費等1,000千円）。機能の詳細を検討しているところであるが、感染症に係る情報収集・分析・発信、自治体職員の資質向上、施設の感染対策の向上支援は、同組織の機能の柱となると考えており、ゲノム解析に要する費用、ホームページ作成費用、自治体職員向けの研修や施設支援に係る人件費等の予算の財源確保が課題である。
- 新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を確保するため、PCR検査機器、次世代シーケンサーを整備してきたが、これらを常に稼働できる状態に維持するための保守管理費用として年間約16,000千円が必要
- 将来的なパンデミックに備えて、感染症法に基づき新たに5類感染症として急性呼吸器感染症（ARI）が位置付けられ、同法14条に基づきARI病原体サーベイランスを毎週実施することで、新興・再興感染症の発生を迅速に探知するよう要請されているが、病原体検査費用が極めて高額であり、現状の補助金（感染症予防事業費等国庫負担（補助）金、補助率1/2）のみでは費用負担が大きい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 健康福祉総務課 (075-414-5908) 感染症予防・対策課 (075-414-4768)
---------------	--

【国の事業等】

■国立健康危機管理研究機構の運営に必要な経費〔厚生労働省〕 177 億円

- ▶ 国立健康危機管理研究機構（JIHS）において、感染症の情報収集・分析体制の強化、感染症危機への対応人材の育成・確保、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備、対外発信力の強化に取り組むとともに、感染症に関連するデータを集積・分析し、質の高い科学的知見を統括庁及び厚生労働省に対して迅速に提供できる体制を構築。

■医療提供体制推進事業費補助金の院内感染地域支援ネットワーク事業

〔厚生労働省〕 246 億円の内数

■新興感染症対応力強化事業の感染症対策等に係る研修事業

〔厚生労働省〕 49 億円の内数

【京都府の取組】

■検査機器保守管理 13.5 百万円

- ▶ 新型コロナ対応のために整備した以下の検査機器及び既存の各種機器について、次の新興感染症への備えとして定期的な保守管理を実施
 - ・次世代シーケンサー（1 台）、PCR（リアルタイム PCR 6 台）、前処理装置（4 台）、抗原定量検査（3 台）

■PCR検査試薬等購入 3.2 百万円

- ▶ 国から要請された ARI 病原体サーベイランス（ARI 病原体検査）等の経費

■高齢者施設・障害者施設向け感染対策オンライン相談会の開催等

- ▶ 施設等でクラスターが発生した際には、管轄の保健所が届出を受けて、感染拡大防止に関する助言等の支援
- ▶ 京都府独自の取組として、新型コロナの流行時の「施設内感染専門サポートチーム」のメンバーが中心となり、高齢者施設・障害者施設向けの「感染対策オンライン相談会」を開催

激甚化・頻発化する災害への対策について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、文部科学省、国土交通省

〔地域の実情に応じた防災・減災対策〕

- 災害から国民の生命・身体を守るため、防災庁の設置により各省庁の制度や枠組みを一元的に整理した上で、地域のニーズに柔軟に対応可能な総合交付金を創設いただくとともに、それまでの間は、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を引き続き措置いただき、自治体負担が生じないようにしていただきたい。

〔被災者生活再建支援制度の拡充〕

- 同一災害の被災者が被災状況に応じた平等な支援を受けられるよう全ての被災地域を支援対象とし、また支給対象の床下浸水及び床上浸水への拡充、支援金額の増額などの充実をお願いしたい。

〔災害救助法における救助範囲の拡大〕

- 被災自治体における罹災証明書等の発行事務支援や、避難所として提供する公営住宅等におけるエアコン設置費用等について、災害救助法に基づく支援対象としていただきたい。
- 被災地外から人的支援を実施するため、国が主導する福祉人材の派遣調整体制を構築するとともに、社会福祉施設への介護職員等の派遣や当該派遣の費用を災害救助法の対象としていただきたい。

〔地震・津波対策について〕

- 日本海側海域活断層の長期評価を踏まえた新たな断層モデルを作成し、「日本海における最大クラスの津波断層モデル」と比較検証の上、被害想定に必要な情報を速やかに提供いただきたい。
- 現在府内に1か所のみ設置されている津波観測計を新たに丹後半島に設置するなど、更なる津波観測態勢を構築いただきたい。
- 地震時の電気を起因とした火災を抑制するため、感震ブレーカー設置支援の対象地域を拡充いただきたい。
- 南海トラフ地震等での都道府県域を跨ぐ避難を想定し、都道府県間で被災者の情報連携を行える統一的な広域被災者データベースシステムを国において構築していただきたい。

〔文化財の保護について〕

- 文化財の被災状況の把握・保護を早急に実施するため、都道府県・市町村間や所有者等が文化財の所在地等の情報を共有する情報システムの構築に向けた支援制度を創設されたい。

〔学校における防災対策の充実〕

- 学校防災教育や学校災害支援体制を充実させるために引き続き財政的な支援をされたい。

京 都 府 の担当課	危機管理部 危機管理総務課 (075-414-4466) 災害対策課 (075-414-4472、4475、5619) 消防保安課 (075-414-4471) 教育委員会 総務企画課 (075-414-5707) 保健体育課 (075-414-5861) 文化財保護課 (075-414-5896)
---------------	---

【現状・課題等】

- 今後 30 年以内に 60～90%程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ地震のほか、激甚化・頻発化する災害への対策を進めることが必要
- 令和6年能登半島地震では、道路の寸断による孤立や避難生活の長期化など、地域特有の課題が浮き彫りになった。備蓄倉庫の賃借など備蓄の見直しや、長期化する支援活動に対する補助等、多様なニーズへの柔軟な対応が必要。
- 「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」については、避難所の環境整備のための資機材購入費に充当できるが、食糧など消耗品の購入や倉庫の賃借には充当できないため、補助対象の拡充や恒常的な支援が必要。
- 被災者再建支援制度の適用が市町村毎となるため、同一災害の被災者であっても、市町村毎の被災状況によって救済適用の適否が異なる。
- 罹災証明書発行業務及び家屋被害認定調査は、被災・応援自治体が負担しているが、被災住宅の応急修理等には必要不可欠。また地球温暖化が進み、エアコンはもはや「生活必需品」と言え、同法による支援適用範囲拡大が必要。
- 令和6年能登半島地震では、派遣元・先の施設間で個別に協定を締結し、応援派遣に係る人件費は派遣先施設が負担する必要があるとあり、派遣元・派遣先の双方の負担が大きいことが課題であった。
- 府内で津波観測計が舞鶴に1か所しかなく、津波観測態勢が十分と言えない。
- 感震ブレイカーの設置支援のうち、事業を行う市町村に対する国の財政支援については、地震時等に延焼の危険性や避難の困難性が高い、著しく危険な密集市街地に限られている。
- 昨年5月に広域被災者データベースシステムの導入手順書を国が示すなど、各都道府県においてシステム構築を進めるような動きがある。
- 令和6年能登半島地震では、被災自治体において、文化財の所在場所や被災状況が把握できず、迅速な支援の実施に課題が生じた。
- 京都府内外で大規模災害が発生した場合の学校教育の早期再開や児童生徒等の心のケアを支援するとともに、平時には、勤務校の防災対策や防災教育の推進を図る人材を育成するための財源が必要。

【国の事業等】

- **被災者生活再建支援制度**
 自然災害により著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金から支援金を支給し、生活再建を支援するもの。
- **学校施設の耐震化等防災機能の強化等〔文部科学省〕 0.6億円**
 全国の学校支援チームの構成員を対象としたスキルアップ研修を行うことにより、災害時における学校支援チーム活動の高度化及び広域における学校支援体制の充実化を図るもの。

防災・減災・長寿命化対策、地域の活力や安心な暮らしを支える社会基盤整備の予算確保について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省

激甚化・頻発化する災害の教訓を踏まえた防災・減災対策、地域の活力や安心な暮らしを支えるインフラ施設の長寿命化対策を推進するため、以下のご支援をいただきたい。

〔国土強靱化〕

- 防災・減災・長寿命化対策の取組を切れ目なく推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、通常予算とは別枠で必要な予算を確保していただきたい。
- 特に、大規模自然災害の発生時においても、ライフライン機能を可能な限り維持する必要がある、道路、河川、上下水道等の防災インフラの整備・管理や老朽化対策を着実に推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るための予算について、十分に確保をお願いしたい。
- また、計画的な公共事業の実施に必要な予算について、これまでのペースを緩めることなく、中東情勢などを背景とした、資材価格、人件費の高騰を的確に反映した上で、所要額を確保していただきたい。

〔地方債〕

- 公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を延長するとともに、交付税措置率を引き上げていただきたい。
- 緊急防災・減災事業債における防災・減災対策に活用できる対象事業を更に拡充していただきたい。

【現状・課題等】

- 令和5年台風第7号の際には、強靱化予算を活用した河川改修等により、内水氾濫などを回避できた一方、山間部の谷筋からの土砂や倒木等の危険木の流出による河川閉塞等により被害が発生
- 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路損傷に起因すると考えられる道路陥没事故や令和7年4月に京都市で発生した水道管漏水事故を踏まえると、管路の損傷による社会的影響は極めて大きく、上下水道施設をはじめとするインフラ施設の耐震化対策や老朽化対策は急務
- 資材価格が高騰しており、計画的な公共事業に必要な予算が増大
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、点検費用や道路法面等における維持管理费用、点検に基づく対策工事費などの安定的な財源確保が課題

京 都 府 の担当課	危機管理部 危機管理総務課 (075-414-4466)
	総務部 総務調整課 (075-414-4033)
	農林水産部 農政課 (075-414-4898)
	建設交通部 監理課 (075-414-5184)

【国の事業等】

■ 「下水道管路の全国特別重点調査」の結果及び老朽化の進行状況

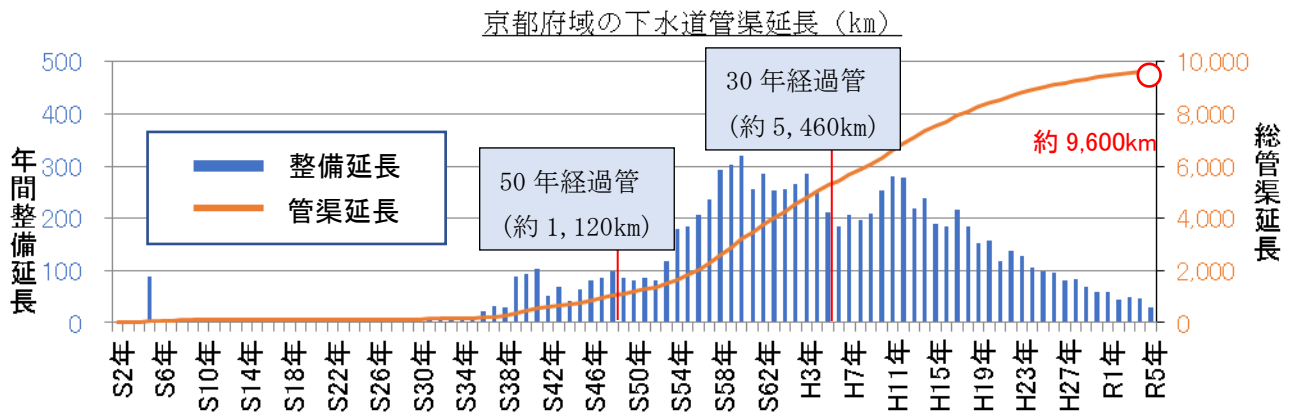
- ・ 京都府域の流域下水道の管路約 104.3km のうち全国特別重点調査の対象は約 14.0km。そのうち、優先的に調査を実施すべきとされた約 8.8 km について調査した結果、緊急度Ⅱ判定が約 6.66 km

(単位:km)

管路延長	今回調査対象	優先調査箇所	調査結果 (緊急度判定:マンホール間延長)					空洞調査実施区間 ※2
			I	II	IIのうち要対策延長	Ⅲ又は異常なし	調査未了 ※1	
104.3	14.0	8.79	-	6.66	0.83	0.69	1.44	5.67

※1 調査未了箇所は、管内水位上昇などにより調査に時間を要したため現時点で未判定 9月公表時点
 ※2 空洞調査の結果については、桂川右岸は異常なし、木津川は結果分析中

- ・ 京都府域全体では、重点調査の対象外の管路も含めた約 9,600 km の内、約 5,460 km が整備後 30 年を経過。今後も増加し続けるため、老朽化対策の着実な推進が必要



■ 防災・減災対策、インフラの長寿命化の推進・充実

	現 行	要望事項
公共施設の点検経費、維持管理経費	・ 法定義務化された点検経費や施設の老朽化に伴う維持管理経費が増大 ・ 点検に要する経費は、当該年度又は翌年度に補修等を実施するものが起債対象	・ 補修等を集中的に実施するための予算確保 ・ 点検や維持管理に要する経費について、国による支援の拡充
緊急防災・減災事業債	充当率：100%、交付税措置率：70% 期間：令和8年度～令和12年度	(R8～期間延長済み) ・ 対象事業の拡大
緊急浚渫推進事業債	充当率：100%、交付税措置率：70% 期間：令和7年度～令和11年度	(R7～期間延長済み)
緊急自然災害防止対策事業債	充当率：100%、交付税措置率：70% 期間：令和8年度～令和12年度	(R8～期間延長済み)
公共施設等適正管理推進事業債	充当率：90%、交付税措置率：30～50%* ※財政力に応じて措置 期間：令和4年度～令和8年度	・ 期間の延長 ・ 交付税措置率の引き上げ

安心安全で魅力ある京都づくりのための 治水・地域振興策の推進について

【担当省庁】国土交通省

安心安全な暮らしを守り、持続可能で魅力ある京都づくりのため、治水・地域振興策の必要・十分な予算の確保とあわせて、以下について要望する。

〔淀川水系〕

- 河川整備計画に基づく、河道掘削や堤防強化等の河川改修
- 最優先の課題である桂川の治水安全度向上のため、国・府・市協力のもと、一の井堰改築の推進と今後の気候変動の影響を考慮した多様な治水対策の検討
- しなで科手樋門（木津川）など、浸水実績を踏まえた樋門の新設・増強
- だいがわ大戸川ダム建設の積極的な事業推進と費用縮減
- 万博後も引き続き更なる淀川舟運活性化を図るための航路確保・維持と緊急船着場・係留施設整備

〔由良川水系〕

- 近年の豪雨災害の激甚化・頻発化に対応するため、令和5年に変更された河川整備基本方針やこれまでの河川改修の進捗等を踏まえた、流域治水型の河川整備計画への早期変更と切れ目ない対策

【現状・課題等】

- 淀川三川で最も治水安全度が低い桂川の改修促進は喫緊の課題であり、特に嵐山地区の改修は、上流の府管理区間の改修にも大きく影響する。
- 嵐山地区の一の井堰改築に向け、現在の堰管理者や景観等の専門家から意見聴取を行っており、意見を踏まえた設計案の具体化が必要である。ステークホルダーが多く、調整が難航しているところ、国・府・市協力のもと問題を解決し、早期着工する必要がある。また、近年の豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体の更なる安全度向上の早期実現に向けて、放水路やダムなど、幅広い治水対策の検討も引き続き必要である。
- 大戸川ダム建設事業については、本体工事などの着工に向け、調査などを行っている段階であり、費用縮減を徹底した設計の早期完了が必要である。
- 淀川舟運の活性化にあたり、舟運の定期的な運航のために河道掘削等による航路確保・維持が必要である。また、災害時における舟運活用促進のために実運用を踏まえて舟運を活用した防災計画を策定し防災拠点となる緊急船着場・係留施設を整備することが必要である。
- 由良川水系の河川整備については、将来にわたり安定的な事業量の確保と更なる治水安全度向上のため、変更された基本方針に基づき、地域住民や流域自治体の意見を聴きながら、早期に河川整備計画を変更し、ハード・ソフト一体の流域治水の取組を進める必要がある。

京都府 の担当課	建設交通部 河川課(075-414-5282)
-------------	-------------------------

【国の事業等】

■治水事業〔国土交通省〕 8,648億円

【京都府の被害状況】

■京都府の近年の主な浸水被害状況

		H24 府南部豪雨	H25 台風18号	H26 8月豪雨	H29 台風18号	H29 台風21号	H30 7月豪雨
被害 状況	床上浸水	906棟	1,482棟	1,835棟	130棟	335棟	539棟
	床下浸水	2,378棟	3,326棟	2,716棟	1,119棟	516棟	1,734棟
浸水被害発生 河川		弥陀次郎川(天井川)、古川、志津川、堂の川他	直轄由良川・桂川、安祥寺川、四宮川、堂の川、鴨川、桂川他	弘法川、法川、榎原川、大谷川、八田川	相長川、竹野川、小西川、福田川、新庄川、滝馬川、筒川他	直轄由良川、高野川	直轄由良川、高野川、伊佐津川、竹野川、佐濃谷川他

		R3 8月豪雨	R4 7月大雨	R5 台風7号
被害 状況	床上浸水	17棟	1棟	79棟
	床下浸水	43棟	32棟	289棟
浸水被害発生 河川		安祥寺川、四宮川他	高屋川、大朴川、須知川他	犀川他

■内水による浸水状況

- ▶八幡市街地：床上浸水30戸、床下浸水856戸（平成25年台風第18号）
- ▶由良川沿川：床上浸水215戸、床下浸水302戸（平成30年7月豪雨）

■洪水時の河川の状況



平成25年台風第18号
桂川洪水状況（京都市嵐山）



平成25年台風第18号
由良川洪水状況（福知山市河守）

上下水道施設の強靱化の推進及び経営基盤の強化に向けた支援制度の拡充等について

【担当省庁】国土交通省

埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた老朽化対策の推進や気候変動を踏まえた浸水対策等の加速化のため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、上下水道施設の強靱化を推進する必要がある。また、強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐため、令和8年1月策定された「上下水道政策の基本的なあり方検討会の第2次とりまとめ」を踏まえ、経営基盤の強化が必要であり、以下の措置をお願いしたい。

【上下水道施設の強靱化の推進】

- 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新やリダンダンシーの確保など、上下水道施設の強靱化に関する取組を切れ目なく進めるために、**上下水道関係予算を継続的・安定的に確保**していただきたい。（水道事業における防災・安全交付金内示率の急激な減少 R7当初 63.1% → R8当初 23.1%）
- **水道施設の耐震化や改築更新事業における国庫補助制度について、採択基準の緩和・撤廃、補助率の引き上げ、対象施設の拡大**などを図っていただきたい。
- 地球温暖化による海面上昇などの影響を受けた塩水遡上に対し、**安定した取水を確保する対策への財政的・技術的支援**をお願いしたい。

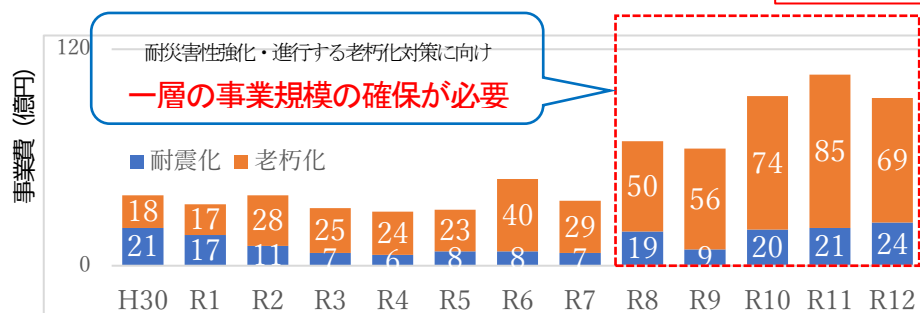
【経営基盤の強化】

- 令和9年度以降の下水道管路改築に係る国費支援は、ウオーターPPPの導入決定が要件とされているが、**より効果の高い公民連携を進めるためには十分な検討期間が必要であり、その間の国費支援について配慮**をお願いしたい。
- 人口減少社会に対応するため、集約型と分散型のベストミックスによる持続可能な水道水の供給や汚水処理方式への転換がスムーズに進むよう、**財政的・技術的支援**をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 府営水道では法定耐用年数（10～20年）、流域下水道では標準耐用年数（10～15年）を過ぎた機械設備・電気設備が年々増加するため、事業規模の確保が必要

上下水道システムの耐震化・老朽化対策(京都府管理)



今後の見通しは、「府営水道建設改良計画」「京都府流域下水道事業経営戦略」による

京都府の担当課	建設交通部 水道政策課 (075-414-4373) 下水道政策課(075-414-5210)
---------	---

【国の事業等】

■上下水道・水道・下水道〔国土交通省〕 1,436 億円

■水道事業の国庫補助制度

- ▶ 資本単価等経営状況に関する採択基準 (※1) により、対象となる事業者が限定される
また、交付対象が限定されていて (※2)、メニューによっては基準事業費 (※3) により対象事業費が制限される。
- ▶ 事業者や補助対象事業が限定されていることにより補助金が十分に活用できないこと、また、補助率 (※4) が低いことが、府内事業者が施設の強靱化を早期に進める上での阻害要因の一つ

	現 行	要 望
(※1) 採択基準	(資本単価要件等) ○資本単価：90 円/m ³ 以上であること 【(減価償却費+支払利息+受水分資本費) / 総有収水量】	採択基準の緩和・撤廃
(※2) 交付対象	配水支管の耐震化は、重要給水施設に接続するものに限定。 また、管路の老朽化対策を推進するにあたり、更新に伴う管路撤去費が補助対象外	全ての配水支管を交付対象とする 管路撤去費を交付対象とする
(※3) 基準事業費	別途国が定める基準単価で算定する基準事業費により補助額が算定され、実際の補助対象事業費と比べ相当圧縮される ※配水池更新事業 (大山崎町の場合) 総事業費 239,000 千円 (A) 単独事業費 143,000 千円 (B) ・ 補助対象事業費による算定 96,000 千円 (A-B) × 1/4 (補助率) = <u>24,000 千円</u> ・ 基準事業費による算定 18,500 千円 × 1/4 (補助率) = <u>4,625 千円</u>	実際の補助対象事業費で補助額を算定
(※4) 補助率	1/3 (重要施設配水管等) 1/4 (水道管路緊急改善事業)	1/2

■気候変動による影響例 (舞鶴市)

- ▶ 由良川の塩水遡上が頻発しており、全体の約8割 (約7万人) を占める水道水源に影響が生じている。できる限りの対応を講じているものの、令和7年度には長期間の取水停止となり、広域的に給水応援要請を行う事態に至っており、根本的な対策が必要

■下水道管路の改築に係る国庫補助制度

- ▶ 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

■下水道から浄化槽への転換検討 (和束町)

- ▶ 和束町において、人口減少による使用料減少、施設の老朽化・物価高騰による維持管理費増加が見込まれるため、既存の下水道施設を廃止し浄化槽への転換について検討

盛土規制法の適切な執行に向けた支援について

【担当省庁】農林水産省、国土交通省

盛土規制法における規制区域指定後の円滑かつ適正な執行に向け、以下の各措置を講じていただきたい。

- 広く国民に対して制度の普及啓発を行うほか、相談体制の強化や全国的な情報共有ネットワークシステムの構築
- 制度の運用に際しては、定期報告や中間検査等の新たな事務が発生することから、円滑かつ効率的な業務執行に資するよう、外部委託による技術審査や検査等を含めた措置
- 都市計画法の開発許可に係るものと同様の「許可及び検査済証を受けたものとみなす規定」を、森林法、農地法など、盛土を含む行為を規制する関連制度にも適用を拡大

【現状・課題等】

■庁内関係部署（総合政策環境部、農林水産部、建設交通部）が連携する対策チームを本庁、各地方機関に組織し、対応している。

■規制区域

盛土規制法【R7.5.1 区域指定】 宅地造成等工事/特定盛土等規制区域	旧宅地造成等規制法 宅地造成工事規制区域
25 市町村（京都市を除く府全域）	7 市町（本府所管 25 市町村中。京都市除く）
3,784 km ² （旧区域の約 48.5 倍）	78 km ²

■現行類似制度の許可状況（直近 4 力年、件、ha（土地の面積））

	R3 年度		R4 年度		R5 年度		R6 年度	
開発許可	113	27.9	109	42.0	112	106.3	95	27.5
宅地造成許可	9	2.0	13	11.2	21	31.9	15	8.6

■現行類似制度及び盛土規制法の許可状況（R7.4.1～R8.3.31、件、ha（土地の面積））

	R7 年度		備考
開発許可	71	34.7	うち、みなし許可（48 件 15.0ha） 建築着工件数減少に伴い開発も減少
宅地造成許可（旧法）	4	0.86	新法規制開始後は変更許可（5 件）
盛土規制法許可	55	132.8	規制開始：R7.5.1、盛土等面積 21.6ha

→規制対象となる盛土行為が目的に関わらず全ての盛土行為となった他、規制区域面積が拡大したことで、許可等の対応が大幅に業務量増大となった。

京 都 府 の担当課	[盛土対策チーム]
	総合政策環境部 循環型社会推進課 (075-414-4226)
	農林水産部 経営支援・担い手育成課 (075-414-4902)
	森の保全推進課 (075-414-5030)
	建設交通部 建築指導課 (075-414-5341)

■許可申請等に係る高度な技術的審査における民間機関等の活用

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条の各規定による認定制度等においては、その技術審査において、所管行政庁へ申請書を提出する前に、事前に民間評価機関による評価を受けたものについては、専門高度な判断を含め、所管行政庁による技術審査が簡略化されるなどの運用がなされており、申請者側の利便の向上等が図られている。

(手続きのワンストップ化、認定審査期間の短縮化及び審査事務負担の軽減)

盛土規制法においても、許可に係る技術基準について、高度な専門性を要するため、行政庁による審査に多大な時間を要することが想定される。

■許可・検査のみなし規定対象制度の拡大

盛土規制法の許可や検査等を要する行為が、都市計画法の開発許可や検査（以下「開発許可等」。）の対象にも該当する場合は、当該開発許可等を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものと「みなす」規定（以下「みなし規定」。）があり、重複審査を割愛することにより、許可申請者の手続きワンストップ化や審査側行政の事務簡素化に係る措置が講じられている一方で、森林法、農地法など、各許認可対象行為はみなし規定の対象となっていない。

■許可の特例：盛土規制法第15条第2項（第34条第2項）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、第12条第1項（第31条第1項）の許可を受けたものとみなす。

■完了検査等：盛土規制法第17条第3項（第36条第3項）

都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法の規定により交付された検査済証とみなす。

原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、原子力規制庁

原子力発電所の安全性を担保するため、以下の対策を講じていただきたい。

- 60年を超える運転を認める新たな制度の運用に当たっては、国が審査において安全性(特に取り替えられない原子炉容器や各溶接部分)を判断する根拠や、長期施設管理計画における施設の劣化の予測・評価の結果等について、京都府及び関係市町並びに地域住民に対し、継続的かつ丁寧な説明をされたい。
- 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に係る国及び地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲など、具体的な手続きや基準を定めた法的枠組みを整備されたい。
- 自治体と事業者で締結する安全協定については、立地自治体に隣接するか否かによって安全性に関わる取扱いに差異が生じていることから、国が責任を持って、対象となる自治体の範囲、協定項目や基準を法令上明確に定められたい。

【現状・課題等】

- 60年を超える運転を可能とする新たな制度の運用に際し、府民の不安を払拭するためには、安全性に関する丁寧で分かりやすい説明が必要。
- 立地県においても、法的に同意プロセスを定めたものがない。
- 京都府やUPZ内市町が原子力発電所に係る同意プロセスから除外されている。
- 同意を求める自治体の範囲、判断基準等を定めた法的枠組みの整備が必要。
- UPZ内市町は、いずれも避難計画の策定義務があるにもかかわらず、UPZ内市町と事業者との安全協定については事業者の自主的な取組に任されており、立地自治体に隣接するかどうかで協定内容が異なっている。

京 都 府 の担当課	危機管理部 原子力防災課(075-414-5614)
---------------	----------------------------

【国の事業等】

■原子力発電所の稼働状況等

発電所名		経過年数	再稼働	備 考
高 浜	1・2号機	1号機：51年	R5.7	R6.10.24 長期施設管理計画認可(50年超)
		2号機：50年	R5.9	R6.12.16 長期施設管理計画認可(50年超)
	3・4号機	3号機：41年	H29.6	R7.1.17 長期施設管理計画認可(40年超)
		4号機：41年	H29.5	R7.1.17 長期施設管理計画認可(40年超)
大 飯	1・2号機	1号機：廃止	—	廃止 (H30.3.1)
		2号機：廃止	—	
	3・4号機	3号機：34年	H30.3	R6.6.26 長期施設管理計画認可(30年超)
		4号機：33年	H30.5	R6.6.26 長期施設管理計画認可(30年超)

■安全協定等の締結状況

<高浜発電所>

対象自治体		締結内容	備 考
隣 接	京都府	安全協定書	平成27年2月 締結
	舞鶴市		平成4年1月 締結(平成27年2月覚書締結)
	綾部市		平成3年12月 締結(平成27年2月確認書締結)
隣 々 接	福知山市	通報連絡等 協定書	平成29年10月 締結
	宮津市		
	南丹市		
	京丹波町		

※隣々々接となる伊根町は、UPZ内であるにも関わらず協定等未締結

<大飯発電所>

対象自治体		締結内容	備 考
隣 接	京都府	安全協定書	平成29年8月 締結(令和元年5月 改定)
	綾部市		
	南丹市		
隣 々 接	舞鶴市	通報連絡等 協定書	平成29年8月 締結(令和元年5月 改定)
	京丹波町		
	京都市		

■隣接・隣々接自治体における協定内容の違い

主な項目	隣接自治体 (安全協定書)	隣々接自治体 (通報連絡等協定書)
増設に係る建設計画及び重要な 変更の事前報告	○	×
輸送計画の事前連絡	○	×
平常時の連絡	○	○
現地確認	○	×

原子力災害時における避難体制の整備について

【担当省庁】内閣府、経済産業省

地震等と原子力事故の複合災害時における避難体制を強化するため、京都府がPAZを有する自治体であることも踏まえて、以下の施策を講じていただきたい。

〔避難路整備のための財源確保〕

- 緊急時避難円滑化事業については、道路の寸断による孤立地域の発生に備えた代替道路やヘリポートの整備に必要な財源を大幅に拡充するとともに、単年度ごとの上限額を柔軟に運用されたい。
また、屋内退避の継続にも対応する備蓄倉庫の整備等について交付対象に追加されたい。
- 電源立地地域対策交付金については、道路の寸断による孤立地域の発生に備えた代替道路の整備に必要な財源を大幅に拡充するとともに、UPZ内の全ての自治体を交付対象に追加されたい。
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に係る地域指定に当たって、近畿圏整備法施行令第1条に規定する区域を含む市町村はUPZ内でも対象外であるが、原子力災害への対策は必要であることから、同法施行令第1条に規定する区域以外の区域を対象としていただきたい。

〔避難手段等の確保〕

- 原子力災害時において、住民避難は、自治体職員だけでは対応困難なことから、広域避難におけるバス等避難車両やその運転員の確保、また、安定ヨウ素剤の緊急配付及び避難退域時検査場所における京都府が必要とする資機材（車両除染を含む）と運営要員の確保等、具体的な連携・支援体制について、国において明確化されたい。

【現状・課題等】

- 京都府の避難路については、複合災害時等における陸路・海路・空路による複数の避難路及び避難手段確保、福井県からの流入車両による渋滞対策、避難退域時検査場所の渋滞対策、府県境を越えた避難など、住民避難計画の更なる実効性向上のため、狭隘箇所解消や誘導表示の設置などPAZを有する自治体であることを踏まえ避難路等の整備が急務である。
- バス運転員や住民のバス乗車場所・避難退域時検査場所、UPZ内住民への安定ヨウ素剤の緊急配付(PAZ内住民には事前に配付)場所等での要員が不足している。
→自治体だけの対応では限界があり、広域的な支援が必要
- 京都市におけるUPZ区域は、その大半が山間部に位置しており、地形的制約が大きい地域となっている。これらの地域では道路網が限られ、代替ルートも少ないことから、他のUPZ市町と同様、住民避難計画の更なる実効性向上のための避難路等の整備が急務である。

京都府 の担当課	危機管理部 原子力防災課(075-414-5614)
-------------	----------------------------

【国の事業等】

■原子力安全施設等緊急時安全対策交付金 100億円〔内閣府〕

※UPZ 市町が交付対象

① 毎年度京都府及び市町には、原子力防災資機材の整備、維持、訓練等の費用として約2億円交付あり。(別途防護施設については年度毎に財源調整あり)

② 上記のほか、「緊急時避難円滑化事業」について、原子力災害時の避難路整備(一部拡幅、法面保護、待避所設置、案内板の設置等)への活用が可能

〈緊急時避難円滑化事業〉 (単位:百万円)

整備地区	事業内容	R3	R4	R5	R6	R7	計	
舞鶴市松尾地区	道路の一部拡幅、待避所設置、法面保護、案内板設置等により、避難の円滑化を図る	20	40	41	62		163	
綾部市奥上林地区		5	25	41			71	
宮津市養老地区		6	74	16			96	
舞鶴市堂奥地区			22	50	56		128	
綾部市綾部球場			6	31	16		53	
南丹市美山町江和地区			45	55	1		101	
福知山市有路下地区			8	7	76		91	
舞鶴市白杉地区						15	15	30
綾部市故屋岡町地区						3	2	5
宮津市日ヶ谷地区						7	40	47
南丹市美山町安掛地区							6	6
宮津市島陰地区							6	6
舞鶴市別所・岸谷・白滝地区							12	12
舞鶴市西方寺平地区							52	52
計			31	220	241	236	133	861

■電源立地地域対策交付金 794億円〔経済産業省〕

▶舞鶴市及び綾部市のみが交付対象

(立地自治体に隣接する自治体が交付対象。※福井県名田庄村の合併に伴い隣接となった南丹市は対象外)

年度	内示額	整備路線
R6	230,154千円	(舞鶴市)舞鶴野原港高浜線、他2路線
		(綾部市)上杉和知線、他2路線
R7	231,922千円	(舞鶴市)舞鶴野原港高浜線、他2路線
		(綾部市)上杉和知線、他1路線

UPZ内自治体	緊急時避難円滑化事業(R3~)	避難円滑化モデル実証事業(H30~R2)	電源立地地域対策交付金避難路整備財源
舞鶴市	R3~7年度採択	—	対象
綾部市	R8年度申請中	H30~R2年度採択	
京都市	—	—	対象外
福知山市	R4~6年度採択	—	
宮津市	R3~7年度採択 R8年度申請中	H30~R2年度採択	
南丹市	R4~7年度採択 R8年度申請中	H30~R2年度採択	
京丹波町	R8年度申請中	H30~R2年度採択	
伊根町	—	—	

在日米軍に関する住民の安心・安全の確保について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、外務省、防衛省

米軍・経ヶ岬通信所に関して、住民の安心・安全の確保のため、以下の事項について総力を挙げて、取り組んでいただきたい。

- 京都府から防衛大臣へ平成 25 年 9 月 10 日に確認した「米軍 TPY-2 レーダー配備に係る確認・要請事項」に基づき、ミサイルに対する防護体制に万全を期すとともに、事件・事故の未然防止対策などを、確実に実施すること
 - ・交通事故に対する効果的な未然防止策の実施、米軍関係者への継続的な交通安全教育の徹底及び地域の交通安全の確保に必要な事故情報の速やかで適切な提供
 - ・発電機の稼働に当たっては、稼働時間を平日の日中に限ることなど、地域住民に与える影響を最小限とする騒音対策の徹底
 - ・通信所からの排水による周辺環境への影響への配慮、浄化槽の管理及び周辺海域の調査・確認などの適切な実施
 - ・米軍・消防・病院などの関係者による訓練・研修の充実などによる、ドクターヘリ運航時のレーダー停波要請時における迅速かつ確実な停波の実施
 - ・道路の安全確保のための道路整備予算の十分な確保
 - ・日米共同訓練の実施に当たっては、確実な地元への事前の情報提供とともに、訓練中における安全管理対策の徹底及び地域住民の生活に影響を与えないための十分な配慮
- 低空飛行訓練等における米軍のオスプレイの運用に当たっては、府民に不安を与えることがないように市街地上空の飛行を避けるなど安全対策に万全を期すとともに、事前に関係自治体へ飛行ルートを情報提供すること
- 環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会の提言を踏まえ、日米地位協定を抜本的に見直すこと

京 都 府 の担当課	総務部 総務調整課(075-414-4033)
---------------	-------------------------

【国の事業等】

■交通事故に関する情報提供

- ▶ 令和2年12月の安全・安心対策連絡会において確認された「交通事故に関する情報提供の考え方」に基づき、速やかに情報提供が行われなかった事案が令和4年11月に発生。令和5年1月に防衛省による検証結果（要因：米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応）・再発防止に向けた取組（交通安全対策推進チームの設置など）が示された。

■交通事故の未然防止・再発防止

- ▶ これまで124件（令和7年11月末時点）の交通事故（米側被害含む）が発生（酒気帯び運転に伴う物損事故含む）。米軍関係者に対する交通安全講習会の開催。

■発電機の稼働

- ▶ 平成30年9月に抜本的な対策として商用電力が導入。令和4年5月に静音性の高い発電機に更新。発電機のメンテナンスや停電の発生などのやむを得ない事情が生じた場合、夜間・土日に発電機が稼働。

■通信所からの排水による周辺環境への影響

- ▶ 通信所からの排水開始後、水質調査をこれまで6回実施。

■ドクターヘリ運航時のレーダー停波

- ▶ 平成30年5月にレーダー停波が円滑になされず、患者の搬送が遅延した事例の発生を受け、再発防止策として、マニュアルの見直しや訓練・研修の充実及び抜本的な対策として飛行制限区域外にヘリポートを整備。（令和2年3月完成）

■道路整備予算の確保

- ▶ 民生安定施設整備等事業（事業費：令和7年度約21億円、令和8年度約24億円）

■日米共同訓練に関する地元への事前の情報提供

- ▶ 令和7年7月に地元への事前の情報提供なく、通信所で陸上自衛隊と米軍が共同訓練を実施。8月に防衛省による検証結果（要因：中部方面総監部から近畿中部防衛局への情報共有がなされなかった）・再発防止に向けた取組（業務実施要領の具体化など）が示された。

■米軍オスプレイの運用

- ▶ 令和元年12月5日に京都市の市街地近傍をオスプレイと見られる機体が飛行したのではないかとの新聞報道を受け、訓練中の運用に当たり、安全対策に万全を期すとともに、飛行ルートの情報提供を求めるよう、知事名で文書申入れ。

■日米地位協定に関する提言（全国知事会「米軍基地負担に関する提言」）

- ▶ 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。（令和2年11月）

防衛力の抜本的強化に係る情報提供並びに 防衛力及び災害対応力の維持について

【担当省庁】防衛省

「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」に基づき、国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化として、施設の強靱化や海上自衛隊の基幹部隊の見直し等が行われているが、住民の身近な地域で進められる取組もあることから、以下の事項について御配慮いただきたい。

〔情報提供・説明〕

- 防衛力の抜本的強化として進める各種の取組については、関係自治体に対し事前に情報提供を行うとともに、国の責任において、その内容や地域への影響を住民に適時適切に説明し、疑問や不安を解消するよう、丁寧に対応すること

〔防衛力・災害対応力の維持〕

- 舞鶴地方隊については、京都府を含め日本海沿岸の防衛の中心を担う存在であるとともに、令和6年能登半島地震等の日本海側の自然災害の対応においても重要な役割を担ってきたことから、防衛力や災害対応力の低下につながるような再編等は行わないこと

【現状・課題等】

- 「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」については、令和8年2月の内閣総理大臣施政方針演説において、高市首相が、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じており、我が国として、主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要であるとして、令和8年中に前倒しで改定する旨を表明されている。
- 京都府内では、舞鶴地方総監部の地下化、舞鶴地区における火薬庫整備、陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫整備等が進められており、関係自治体への情報提供とともに、住民に不安を生じることがないように、適時適切に丁寧な説明が必要
- 「防衛力整備計画」に基づく海上自衛隊の基幹部隊の見直し等について、令和7年度に、舞鶴地方隊を含む地方隊隷下の艦艇等を集約した水上艦隊が新編されたが、地方隊のあり方については引き続き検討とされており、舞鶴地方隊に係る防衛力や災害対応力の低下につながらないように実施される必要がある。

京都府 の担当課	総務部 総務調整課(075-414-4033)
-------------	-------------------------

【国の事業等】

■海上自衛隊舞鶴地方総監部に関する施設整備〔防衛省〕 約184億円

- ▶ 火薬庫、弾薬整備場、栈橋等係留施設及び庁舎の工事等

■舞鶴在籍艦艇へのトマホーク発射機能の付加〔防衛省〕 約12億円

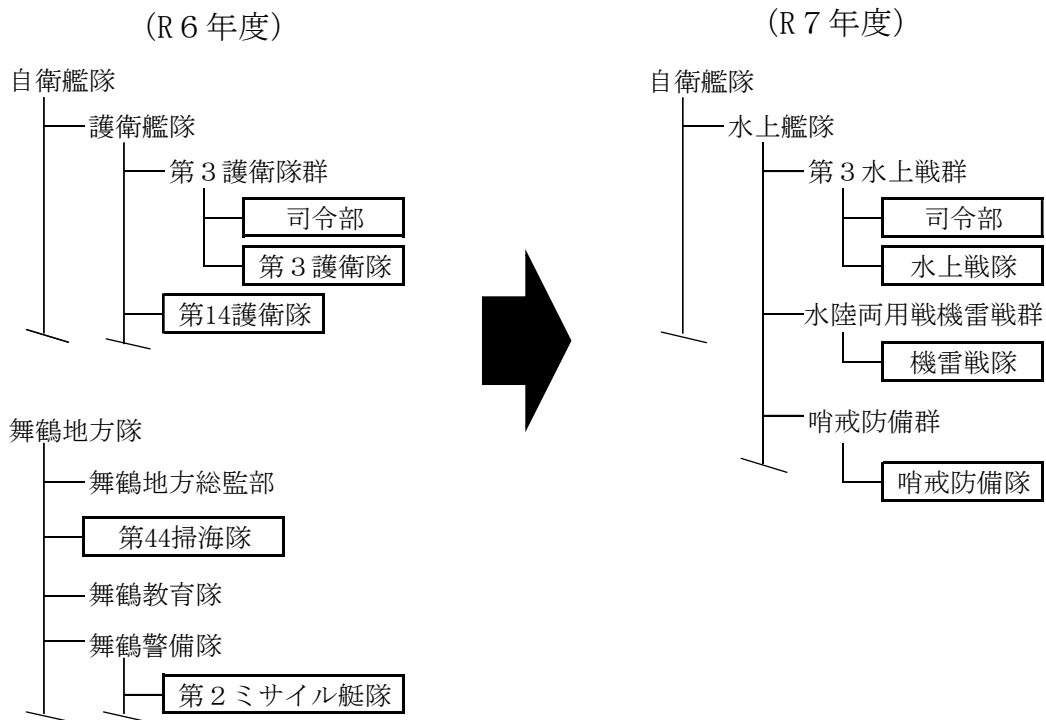
- ▶ 艦艇からトマホークを発射可能とするための艦艇改修用器材の調達、装備工事及び装備認定試験

■陸上自衛隊祝園分屯地に関する施設整備〔防衛省〕 約257億円

- ▶ 火薬庫11棟の工事、火薬庫3棟の調査・設計及び隊庁舎の建替え工事等

■海上自衛隊水上艦隊の新編（令和7年度）〔防衛省〕

- ▶ 部隊運用の一元化を実現するため、護衛艦隊や掃海隊群、地方隊隷下の艦艇等を集約した水上艦隊を自衛艦隊隷下に新編
- ▶ 水上艦隊の新編に伴い、舞鶴地区に所在する部隊は、第3水上戦群司令部、1個水上戦隊、1個機雷戦隊、1個哨戒防備隊等となった。



持続可能な交通安全施設の維持管理・更新と 子供の交通安全対策の強化について

【担当省庁】警察庁

交通安全施設の老朽化対策を推進する中、学識経験者等を交えた検討により取りまとめた「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する提言」を踏まえ、**将来の人口や自動車交通量の動態を見据えた交通安全施設の維持管理・更新を実現するための予算を十分に確保**していただきたい。

令和元年5月の滋賀県大津市における保育園児の交通事故や令和3年6月の千葉県八街市における下校中の児童の交通事故など、子供が犠牲となる事故が続いており、**未就学児童の移動経路や小学校の通学路を対象とした交通安全対策を引き続き実施するとともに、生活道路における信号機、標識・標示の整備を進め、子供の交通安全対策を更に強化するための予算を十分に確保**していただきたい。

【現状・課題等】

■交通安全施設の維持管理・更新

- ▶令和7年12月末現在、京都府内の信号制御機3,316基のうち、1,395基(約42.0%)が耐用年数である19年を超過、信号柱についても、鋼管柱(耐用年数30年)9,737本のうち2,895本(約29.7%)が、コンクリート柱(耐用年数50年)2,267本のうち470本(約20.7%)が耐用年数を超過している。また、大型標識柱についても、2,742本のうち、2,492本(約90.9%)が耐用年数の30年を超過している。
- ▶京都府内の信号灯器については、電球又はLED灯器の併用で運用しているが、電球灯器は、令和10年3月末で販売終了となる。令和7年12月末現在、信号灯器42,449灯のうち、11,346灯が電球灯器(約26.7%)であるため、LED灯器への更新(令和8年度約1,350灯)の更なる加速が必要である。
- ▶信号機等の交通安全施設の維持管理・更新については、将来の人口や自動車交通量の動態を見据え、更新と合わせて設置場所の見直しによる総数管理を行うことで、持続可能な交通安全施設の整備を進めることが必要である。

■子供の交通安全対策

- ▶平成24年に京都府亀岡市で発生した事故後、通学路等を対象とした点検活動を継続実施しており、令和7年12月末までに、11,287件の対策を実施した。また、千葉県八街市の事故を受け、教育委員会等の関係機関と実施した通学路の合同点検で把握した危険箇所(405箇所)に対し、信号機の改良等の交通安全施設の整備による安全対策を行い、令和5年6月に全ての箇所において対策を完了した。
- ▶子供の交通安全の更なる確保に向け、引き続き通学路等の点検活動により判明した危険箇所への対策を継続し、通学路を含めた生活道路の交通安全施設の整備を進めることが必要である。

京都府 の担当課	警察本部 交通企画課(075-451-9111)
-------------	--------------------------

【国の事業等】

■交通安全施設等整備事業〔警察庁〕 164億円

■通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る交通安全緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）

▶子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- 歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備、無電柱化、踏切対策など、子供の視点に立った交通安全対策を推進
- 信号機の歩車分離化、信号灯器のLED化、横断歩道の設置・更新、路側帯の設置・拡幅、標識の高度化等を行うなど、子供の安全な通行空間を確保するための交通安全施設等の整備
- ゾーン30を始めとする低速度規制を的確に実施するとともに、効果的なハンブ等の物理的デバイスの設置を進め、通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑止対策を推進
- スクールゾーンを設定するほか、登下校時間帯に限った車両通行止めを始めとする各種交通規制を的確に実施するとともに、当該規制の実効性を確保するための登下校時間帯に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進

【京都府の取組】

■持続可能な交通安全施設の維持管理・更新に向けた取組

- ▶令和元年7月に設立した「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する研究会」において令和3年1月に取りまとめられた「提言」では、人口減少等を踏まえた、持続可能な交通安全施設整備の在り方について「信号機等の総数管理」、「信号機に頼らない交通安全対策」等が示され、これからの交通安全施設整備計画に反映することとしている。

■子供・高齢者にやさしい道路交通環境の整備に向けた取組

- ▶通学路及び高齢者の生活道路に重点を指向し、ゾーン30に物理的デバイスを加えたゾーン30プラスの拡充による歩行者等の安全運行を確保するほか、可搬式速度自動取締装置による車両速度抑制対策を推進することとしている。

■交通安全施設整備費 1,493百万円

- ▶幹線道路、生活道路、通学路等特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に整備事業を実施することにより、交通の安全と円滑を図るとともに交通公害の少ない道路交通環境の確立を図る。